

東京都行政書士会 八王子支部 広報

# 行政はちおうじ・ひの

発行所 東京都行政書士会八王子支部  
発行人 中塚良二  
〒192-0056 東京都八王子市追分町 9 番 11 号  
TEL 042-686-3425  
FAX 042-623-9516  
八王子支部ホームページURL  
<http://gyoseisyosi.net/>

## 令和 4 年度支部活動報告

### 総務部より

#### <新入会員歓迎オリエンテーション>

2022 年 9 月 10 日（土）に新入会員歓迎オリエンテーションを開催しました。

コロナ禍になって依頼の久しぶりのリアル会場である労政会館での開催になりました。

参加者は新入転入会員の方が 7 名、既存会員が 21 名でした。

活発な意見交換がなされ、特にグループ分けをなしてのディスカッションではそれぞれの業務について貴重な情報交換がなされました。

#### <賀詞交歓会>

2023 年 1 月 14 日（土）、コロナ禍になって依頼の久しぶりでの開催となりました。

場所は八王子エルシイで行いました。

多数の来賓の方々にお越しいただき、芸者衆の踊りなども交え新年を寿ぐ華やかな会になりました。

久しぶりでの開催という事もあるのか、参加された方々は殊の外交流を楽しまれている様子でした。



### 厚生部より

#### <会員近況報告会>

厚生部行事として、令和 4 年 7 月 16 日（土）12 時より、会員近況報告会を開催いたしました。今回の会員状況報告会は、コロナ禍で会員同士（特に新入会員）が直接会う機会が減り、納涼会などの厚生行事を行うことが難しい中、会員同士が直接会って話し合える機会を持ちたいとの声を受けての開催となりました。開催にあたっては、

コロナの感染状況を踏まえ、感染対策の事前告知や当日のマスク着用等をしっかりと行いました。また、参加人数は 30 名に限定し、会場もゆとりをもたせる形をとり、参加者の皆様のご協力のもと、無事に開催をすることができました。

当日は、天候には恵まれない中、11 名もの新入会員にご参加いただき、自己紹介や業務内容などをお話いただきました。その後は、参加者同士でゆっくりと自由に交流をしていただき、2 時間があっという間に感じられた会となりました。

まだまだコロナ感染の状況が見えない中、対面形式で今回のような会を行うことが難しい日々が続き、今回の近況報告会開催にあたって、感染対策や会場確保などを模索しながらの開催となりました。今後も厚生部として、皆様の声を活かしながら、少しでも会員の皆様楽しんでいただけるよう、活動をしていきたいと思っています。



### <忘年会>

令和 4 年 12 月 7 日（水）18 時より、忘年会を開催いたしました。コロナ禍の影響により開催が危ぶまれましたが、感染対策を十分に行ったうえで当日を迎えました。新入会員の方々にとっても、支部会員と交流できる良い機会だったのではないのでしょうか。

コロナ前と同様、支部研修の後での忘年会開催となりました。パネルディスカッション形式の研修で講師のみなさまから刺激をもらった直後だったこともあり、会員のみなさんも熱い会話を繰り広げていたようです。



## 支部会員のひろば

### 押印廃止に思うこと

八王子支部会員 上條 友美子

#### 1 序

押印廃止が叫ばれ、あちこちでその勢いが見られる昨今。先日もその流れをくんで、とある行政機関に提出する書面について「クライアントから印鑑もらうため、お時間ください」と伝えると「押印廃止ですから、不要です」とあっさり言われる場面に遭遇した。

一言で言えばありがたい、しかし、提出書面はこれまでの私の業務の感覚から考えると「最低限、本人の署名、または記名押印は必要なのでは?」と感じる性質のものだけに、やっぱり印鑑必要ですなどなど、後から何か言われるんじゃないかと、不安にも感じた。

他の行政書士の先生方と異なっているかもしれないが、私は行政というものは、ある一面信頼をしているが、一方でまったく信頼ができない、矛盾したキャラクターが共存しているつかみどころのない機関、という感覚を持っているので、この押印廃止、まだまだ流動的で予測がつかないというのが、正直なところである。

前置きが長くなったが、そんな経験から、日本のハンコ文化について今一度考察をし、つらつら思うところを綴ってみたというのが、本稿である。

あくまでも、私の思うところをすこし、理屈っぽく述べただけの単なるエッセイであり、こんな変わったこと考える奴もいるんだな、ぐらいに思ってお付き合いいただけると幸いです。

#### 2 日本の「ハンコ文化」の意味

ハンコ文化のない欧米諸国では、自分の意思表示を証明する方法として、「サイン」を用いる。「サイン」とはすなわち「自署」のことであり、この世界にたった一人、自分自身しかできない行為であるから、間違いなく「自分が意思表示をした」という証明手段としては、最適とされる。

この「自署」の代わりに日本で用いられるのが「ハンコ」である。

「ハンコ」は、自分以外の誰かが押印したとしても、自分が押印したのと全く同じ印影が、紙の上に作出される。本人の意思である(したがって、当該文書の真性を担保する)という面から考えると、危険この上ない意思表示の方法ではあるが、そこを日本の「ハンコ文化」の考え方が危険を回避する。

まず、印影の複雑さ。特に実印など、重要な印鑑については、他の誰もがすぐに真似をできない意匠を凝らす。さらに「ハンコ」は「大事なものである」から、めったやたらに人に渡すことはしない。

もし、人の手に渡して自分の代わりに押してもらおうとすればそれは「本人がそれを許したから」とあるという推定が働く。

「本人の代わりに押印してもらおう」意思表示は、法律的な意味を付与するとすれば「代行権限を与える」ということである。もし、本人の許しを得て私が代わりに押印します、まで書き込んで押印したとすれば、「代理権授与」という解釈も成り立つかもしれない。

いずれにせよ、こうした「ハンコ文化」を支える意識が、文書上に記名、押印がありさえすれば、それは「本人が自署した」場合と同様に扱ってよい、という法慣習を形成する。(その法慣習は、一部の法規範において、明文化されるまでに昇華している)私は戦後、日本の高度経済成長を支えた一つの理由として、もしかしたら「ハンコ文化」も、ある程度貢献していたのではないかと、最近感じている。

これは、代理制度がなぜ、自由主義経済社会を形成する国の私法において制度化され、明文化されているのか、ということに通じる。

経済活動が活発化していくとき、必ず壁にぶつかるのが「契約書面のサイン行為」だろうと思われる。相手方と交渉を重ね、契約内容を詰め、合意にいたり、さて、契約締結を行うというとき、その内容を明確化するために作成するのが契約書。もちろん、当事者はその内容を理解し、その内容で合意をしたという証明手段として、契約書に「サイン」をする必要が生まれる。

このとき、常に、多くの契約交渉、締結をする際に、「本人でなければならない」というのは、あまりに非効率的である。なので「自分の代わりにサインをしてくれる人」が、経済活動が進むにつれ必要となるのであり、本来意思表示をすべき本人が「私の代わりにこの人にすべて任せます」と言うのであれば、そして、それが「絶対にその本人でなければならないこと」でなければ、有効性を否定する理由はおそらくない。

もっとも、本人の代わりに当事者として契約をする者が、権限がないのにあると偽る事態は容易に想定される。その際、代替りのものが自分の権限を証明する際に多く用いられるのが「委任状」である。

「ハンコ文化」に支えられた日本においては、委任状の代わりに、大事な印鑑を人に預けるという行為によって、事実上「本人の代わりに契約を結ぶ人」を簡単に選ぶことができる土壌があったように思う。

昭和の時代、銀行取引を始め、多くの場面において「本人の代わりに」サインをしたものが「本人の印鑑を用いて書面に印影を施す」ことができれば、当たり前のように有効な契約として、世の中は回っていたように思う。おおらかな時代ではあったが、このおおらかさは、経済活動を活発化する支えになっていたのでは?と感ずるのは、私だけだろうか?

### 3 求められるようになった「本人同一性」と代理行為に慣れない社会

「ハンコ文化」は「大事な印鑑は簡単に人には預けない」という日本人の意識が真実性を担保していたのだとすれば、「大事な印鑑でも人に簡単に預けるようになってしまった」という社会になれば、その前提は一気に崩れる。

おそらく、活発化した経済活動の中で、「誰かに印鑑を預けて代わりに手続をしてもらう」というハードルが下がってしまったのかもしれない。簡単に「代行」が行えるメリット以上に、乱用されるデメリットが上回れば、窓口本人の印鑑を持ってきました、だけでは、権限のあるものであるという信頼は崩れる。果たしてこの印鑑を持って現れたものが本人なのかどうなのか、確認できなければだめだよという流れになる頃、多くの手続の一つ一つが重いものとなり、時間を要するようになったと思う。

自分の代わりに務めてくれるものがいなければ、自分がどこかで時間を見つけて、自分が手続をしなければならぬ。あるいは、代わりに誰かにお願いするにせよ、その誰かに「委任状」を持たせなければ、難しくなってしまう。

いや、「委任状」で対応してもらえらるなら、まだよい。長らく「ハンコ文化」に支えられ「代行方式」で本人の代わりに手続をしてもらうことに慣れてしまった日本では、「代理行為」による契約という経験をほとんど知らず、そもそも「代理による手続」自体を知らない、あるいは、拒絶するという傾向が、当初かなり根強く存在したように思う。

そうすると、ますます本人自身が手続主体にならなければ、ものごとは前には進まない。

つまり「効率が悪い」のである。

代理方式で手続を行う場合の事務処理の煩雑さ。基本的に「代理で手続を行う」ことを前提としていないから、そのたびに時間をとられる。令和の時代に入っても、まだまだ「代理人による手続」に対する対応については、多くの機関が不慣れであるという印象を受ける。

その典型が「顕名行為」に対する拒否反応である。

成年後見業務における一コマである。ある手続を行う際、本人の署名が必要とされる書面について、本人名を書いて続けて「成年後見人 上條友美子」と、記して、代理人署名、押印を行った。ところが「ほしいのは本人の署名であって他の人の名前だとちょっと・・・」という反応をされた。

後見人がついていると言うことは、本人に有効な意思表示がなしえない常況であるということ、本人の名前で署名がされた書面を作成するのは、不自然ではないですか?と説明し、「それでも代理人署名がだめというなら、後見人の私は権限を持っていますから、代行署名でも有効ですが、しかし、代理人名を明らかにする方が、何かあったときに責任の所在が明確になって、双方にとってリスクは軽減できると思いませんか?」ここまで説明し、何のために「顕名」を行う必要があるのかを理解していただいた。本件のように、理解を得られ、前向きに検討いただけるケースは、希有である。たいていの場合は、それでも・・・、と抵抗され、結局代行による、本人の名前を記名(本人ではないので、署名ではない)三文判を押印することになる。

#### 4 なんのための「押印」だったのか

押印廃止自体は、今後進んでいく世の中であることは、間違いないだろう。というよりも、本来押印の必要のない書面にまで、押印を求めていた傾向が強かった、というのが正確だろうと思う。

「ハンコ文化」は欧米社会の「サイン文化」における、真実性担保を支える社会的基盤であったという出発点から考えると、そもそも「署名」に対し「押印」するというのは、無意味であったと思う。本人の署名、または、代理人の署名で足りるものは、押印は不要それは、理屈にかなっている。

また、委任状により、代理権限の範囲内において、代理になじむ行為であれば、代理人限りで作成することは可能であるから、こちらにあえて押印をする必要はないだろう。

しかし、「本来本人でなければ意味のない」「本人の意思表示が必要不可欠」な内容の書面については、その内容について、本人自身がきちんと理解をし、意思表示をしました、ということを証明するためには、やはり本人の署名が必要不可欠であり、仮に作成を代理人が行ったとすれば、それは署名ではなく「記名」にすぎないから、最後の仕上げとして「本人の印鑑を押印」しなければ、非常にハイリスクな書面となってしまう。

そうした目線で押印廃止を進めている役所を眺めていると、やはり、法務局が秀逸。署名と記名押印をきちんと使い分けており、必要な署名は必要な分だけ、求められる。

一方、一部の役所は、非常に疑問が残る今日この頃。

押印廃止が言われるようになって、まだ日が浅い。本来必要なかったものにまで、執拗に押印を求めていた点については、合理的ではある。しかし、「押印」という行為は、日本に特有の「ハンコ文化」の中で、どういう意味を持っていたのか、そのことで、欧米諸国とは違う独自の「サイン」と同等の「記名押印」という証明方法を設定したこと、これらを踏まえた上での「廃止」でなければ、混乱を招くおそれがある。

事案を積み重ね、経験していくことで、少しでも合理的な契約社会として発展する素地になればいいな、と、心から願う次第である。

注 本文中にも書いたとおり「署名」とは本来「自署」のことである。したがって「代行署名」という概念は、本来あり得ない。このことから、権限のある代理人が本人に代わり書面に名前を記すことは「記名」となる。「記名」である以上、手書きであっても、法律上は、印刷した名前と同じ扱いとなる。「記名」に「署名」と同じ効果を付与するために必要なのが「押印」である。

多く金融機関など、手書きであることにこだわるが、法律的には全く意味がない。記載内容が印刷であろうが、スタンプであろうが、手書きであろうが、本人氏名が「自署」であれば、有効性に影響しない。ちなみに、本人氏名も「自署」を求める上に、実印+印鑑証明書を要求されることがほとんどだが、押印廃止が必要なのはこうしたケースだと個人的には強く思う。

## 八王子古本まつり相談会レポート

### <5月八王子古本まつり街頭無料相談会>

コロナ禍になってから、5月の八王子古本まつりはなかなか開催されなかったのですが、去年は久しぶりに開催され、支部のほうでも5月4日（水）に八王子ユーロードにて街頭無料相談会を開催しました。

以前行っていた場所より若干移動したり、相談員を1時間に2～3人の交代制のローテーションにしたり、パテーションを立て相談ブースを設けるなど感染対策も行いながらの実施となりました。

天候にも恵まれ、作成した支部オリジナルのグッズ（エコバック、タオル）の効果もあり、着席相談5件（相続・遺言4件・外国人関係1件）、立ち話での相談37件（相続・遺言15件、交通事故1件、外国人の在留資格3件、その他18件）の相談がありました。



### <10月八王子古本まつり街頭無料相談会>

去年は、10月も八王子古本まつりが開催され支部の方でも10月8日（土）、9日（日）の2日間にわたり八王子ユーロードで街頭無料相談会を開催しました。

相談員のローテーションの交代を2時間制にして、テントを出ての声掛けなども行うなど5月の相談会に比べてより活発な運営が出来るようになりました。

古本まつりの広告をご覧になって、実施時間前から相談会場に来られた方もいらっしゃいました。

8日の最後の方は若干雨に降られたものの、おおむね天候にも恵まれ相談者は8日が20件（相続・遺言11件、成年後見3件、その他6件）、9日が15件（相続・遺言11件、成年後見1件・その他3件）の相談がありました。これらは着席して相談された方の数で、その他に立ち話の相談も多数ありました。



## 支部研修会の報告

### <令和 4 年度第 1 回研修会>

令和 4 年 4 月 20 日（水）

研修テーマ「財務諸表作成の留意点 ～よくある問い合わせ事例～」

参加人数 28 名（オンライン開催）

建設業許可申請等で行政書士と関わりの深い、株式会社ワイズさんに講師としてご登壇いただきました。

建設業財務諸表作成の留意点等を、事例を交えながらご講義いただきました。

株式会社ワイズさんの提供するセミナーは他にも数種類のテーマがあり、どのテーマも行政書士の業務と関わりの深いものです。また機会がありましたら別のテーマで研修会の開催をしたいと考えております。

### <令和 4 年度第 2 回研修会>

令和 4 年 6 月 24 日（金）

研修テーマ「事例から学ぶ相続業務～受任から終件までの流れについて～」

当支部会員の上條友美子先生に講師としてご登壇いただきました。

人気があるテーマということもあり、研修案内の送付直後からたくさんの会員の皆様からお申込みがあり、研修会当日は会場参加が 17 名、オンライン参加が 31 名と、多くの方が御受講されました。

### <令和 4 年度第 3 回研修会>

令和 4 年 8 月 10 日（水）

研修テーマ 「奥深き薬事業務の世界」

開催地 生涯学習センター(クリエイトホール)11 階視聴覚室

今回の研修は、講師に府中支部の岡村 陽介先生をお招きし、化粧品薬事業務について、これまでのご自身のご経験を踏まえた実践的なご講演をいただきました。

短時間ながら、化粧品薬事業務の全体像から、具体的な行政手続きのポイント、注意事項、そして広告表現における規制への対応まで、身近な具体例から法的根拠までわかりやすく、大変充実した内容となりました。

研修終了後も熱心なご質問が続き、岡村先生にはお時間ギリギリまで丁寧なご対応をいただきました。

参加者は、会場に約 15 名、オンラインで約 14 名、他支部からのご参加もございました。

研修終了後も熱心なご質問が続き、岡村先生にはお時間ギリギリまで丁寧なご対応をいただきました。また、詳細な資料も惜しみなくご配布いただき、心より感謝申し上げます。

### <令和 4 年度第 4 回研修会>

令和 4 年 10 月 28 日（金）開催

研修テーマ「やるなら知っておきたい診療所・医療法人の制度と法務・許認可手続きの注意点」

開催地 東京たま未来メッセ（東京都立多摩産業交流センター）第二会議室

今回の研修は、講師に当支部副支部長の藤沼隆志先生にご登壇いただき、診療所・医療法人の制度と医療機関の許認可手続きについてご講演いただきました。

東京会の広報誌にも掲載し、他支部会員にも開かれた研修会といたしましたところ、都内の先生方が 22 名も参加し、当支部会員 29 名と合わせて総勢 51 名の昨今の支部研修会の中で最大の受講者数となりました。

改めて藤沼先生の認知度とご経験の豊富さを実感した研修会でした。

研修会後には有志による懇親会も開かれたようですが、10 名以上の他支部会員の方にもご参加いただき、積極的な交流の場となったようです。



#### <令和 4 年度第 5 回研修会>

令和 4 年 1 月 7 日 (水)

研修テーマ「ここを聞きたい！行政書士の仕事&事務所経営」

開催地 クリエイトホール

今回の研修は、講師に当支部の本山末夫先生・清水栄先生・荒井兄吾先生・大槻卓也先生、延廣隆之先生にご登壇いただき、事前に会員の皆様より募集した質問にお答えする形で、講師の先生方の今までのご経験をお話しいただきました。

リアルな研修会の開催については、未だ新型コロナウイルスの影響による懸念もございましたが、30 名を超える方にご参加いただき、リアルならではの終始和やかなアットホームな研修会であったと思います。

#### <令和 4 年度第 6 回研修会>

令和 5 年 2 月 7 日 (火)

研修テーマ「事業承継!!! 建設業 (合併・分割)、運送業 (譲渡) の事例紹介」

開催地 東京たま未来メッセ (東京都立多摩産業交流センター) 第二会議室

講師は当支部会員の岡本香里先生にお引き受けいただきました。

近年話題になっているテーマだけに受講者の関心も高く、岡本先生のご経験を踏まえたわかりやすい実務ベースの事例紹介と、ご参加された先生のご意見も加わり、大変充実した研修会となりました。

他支部の先生方も含め総勢 27 名が受講され、受講者からは「参加できて良かった」「また参加したい」とのお声を頂戴しております。





## 支部の動き

- 2022 年 4 月 16 日 (土) 定時総会・大会
- 2022 年 4 月 20 日 (水) 第 1 回研修会【建設業財務諸表】
- 2022 年 5 月 4 日 (水) 八王子街頭無料相談会
- 2022 年 6 月 24 日 (金) 第 2 回研修会【相続業務】
- 2022 年 7 月 16 日 (土) 会員近況報告会
- 2022 年 8 月 10 日 (水) 第 3 回研修会【化粧品の許認可】
- 2022 年 9 月 10 日 (土) 新入会員歓迎オリエンテーション・暴対研修
- 2022 年 10 月 8 日 (土)・9 日 (日) 八王子街頭無料相談会
- 2022 年 10 月 28 日 (金) 第 4 回研修会【医療機関の許認可】
- 2022 年 11 月 20 日 (日) 東京会ソフトボール大会参加
- 2022 年 12 月 7 日 (水) 第 5 回研修会【行政書士の仕事・事務所経営】
- 2022 年 12 月 7 日 (水) 忘年会
- 2023 年 1 月 14 日 (土) 支部賀詞交歓会
- 2023 年 1 月 24 日 (火) 市民相談員連絡会議・研修
- 2023 年 2 月 7 日 (火) 第 6 回研修会【建設業と運送業の事業承継】

## 今後の予定

- 2023 年 4 月 15 日 (土) 定時総会・大会
- 2023 年 5 月 5 日 (金・祝) 八王子街頭無料相談会 (八王子ユーロードにて)

## ハッピーズ活動報告

令和 4 年 11 月 20 日（日）に東京都行政書士会主催のソフトボール大会が開催されました。令和元年台風 19 号やコロナ禍の影響により、じつに 4 年ぶりの開催となりました。

令和初となる大会での優勝を目指して我々がハッピーズも参加したのですが、諸事情あって予選リーグ終了後に会場を後にすることになりました。

ハッピーズの勇姿を YouTube で限定公開していますので、ご興味ある方は下記リンクよりご視聴ください。

<https://youtu.be/Mvq0gE059C4>

20221120 反省会の様子



打撃は絶好調だった支部長



## 投稿のご案内

東京都行政書士会八王子支部  
会員各位

平素は当支部の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

東京都行政書士会八王子支部広報部では「行政はちおうじ・ひの」に掲載する支部会員の皆様からの投稿を、下記の要領にしたがって募集いたします。皆様からの多くの投稿を是非、よろしくお願い申し上げます。

### 1 投稿要領

行政書士業務に関する事、提言、雑感、短歌、俳句、川柳、4 コマ漫画など幅広く皆様の投稿を募集します。

### 2 原稿などの送付方法

電子メールに限らせていただきます。

kouhou@gyoseisyosi.net 宛てに原稿ファイルを添付して、件名を「行政はちおうじ・ひの用原稿」としてお送り下さい。

### 3 投稿原稿の採否について

投稿原稿の採否は、広報部の編集会議で決定します。採否の理由については一切お答えできません。

### 4 その他

- (1) 編集会議において加筆、修正、削除等を行うことがあります。
- (2) 掲載記事に関する質問・意見についてはお答えできません。

東京都行政書士会八王子支部  
広報部

### 広報部

佐々木 池田 長岡 馬場 鋸本 松浦